

# 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

## 【令和2年度青森県人事委員会勧告による給与改定等】

### 1 改正趣旨

○現下の経済・社会情勢を反映した青森県人事委員会勧告（令和2年11月4日実施）に基づく青森県及び青森市の対応に準じ、本学においても適切に報酬改定を行うため所要の改正を行うもの。

### 2 改正のポイント

○一般職の給与改定の例により改正された「青森市特別職の職員の給与に関する条例」（平成17年条例第49号）の改正内容に準じ、本学役員の賞与（期末手当）の支給率を5/100引き下げること。

### 3 具体的な規程の改正内容(期末手当の率の引き下げ)

- (1) 令和 2年度分【年間支給率：320/100】
- ・ 12月期の「162.5/100」を「157.5/100」に改める。
- (2) 令和 3年度分【年間支給率：320/100】
- ① 6月期の「162.5/100」を「160/100」に改める。
  - ② 12月期の「162.5/100」を「160/100」に改める。

### 4 施行期日

- ・ 3-(1)については決裁日（令和2年11月30日予定）。
- ・ 3-(2)については令和3年4月1日。

## 第1条

### 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程 新旧対照表

#### ・令和2年度に係る改正

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与規程適用職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは「6月に支給する場合には、100分の162.5、12月に支給する場合には100分の157.5」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与規程適用職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは「100分の162.5」</p> <p>_____とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p>

## 第2条

### 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程 新旧対照表

#### ・令和3年度に係る改正

改正後	改正前
<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与規程適用職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは「100分の160」</p> <p>_____とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p>	<p>(通勤手当等)</p> <p>第4条 理事長及び副理事長の通勤手当、期末手当及び寒冷地手当の支給については、公立大学法人青森公立大学職員給与規程(平成21年規程第67号。以下「給与規程」という。)の適用を受ける職員(以下「給与規程適用職員」という。)の例による。この場合において、その例によるものとされる給与規程第23条第2項において「100分の125」とあるのは「6月に支給する場合には、100分の162.5、12月に支給する場合には100分の157.5」とし、同条第5項において「事務職員給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに教員職員給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき別に定めるもの」とあるのは「理事長及び副理事長」と、「役職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合」とあるのは「100分の20」とする。</p>

## 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程の制定について

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程を次のように定める。

公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を改正する規程

令和 年 月 日  
規程第 号

(公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部改正)

第1条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程（平成21年規程第33号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の162.5」を「6月に支給する場合には、100分の162.5、12月に支給する場合には、100分の157.5」に改める。

第2条 公立大学法人青森公立大学役員報酬規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「6月に支給する場合には、100分の162.5、12月に支給する場合には、100分の157.5」とあるのを、「100分の160」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、令和2年11月30日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。